

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
平成29年度第1回合同会議
議事要旨

1. 日時 平成29年6月22日(木) 14:00~16:00
2. 場所 経済産業省別館3階312会議室
3. 出席者
(消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会)
齋藤議長、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員
(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)
升田議長代理、伊藤委員、河津委員、倉貫委員、佐々木委員、田辺委員、東郷委員、
長田委員、美馬委員、唯根委員、和田委員

(事務局)
消費者安全調査委員会事務局(消費者庁)
福岡審議官、野田消費者安全課長、尾崎消費者安全課事故調査室長、
柳川消費者安全課政策企画専門官
経済産業省
福島大臣官房審議官、安居製品安全課長、藤沢製品事故対策室長、
下出製品事故対策室室長補佐

(注1) 合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

欠席者

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 田中委員、新倉委員

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

ア 報告事項

重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

イ 審議事項

- 1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について
- 2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について
- 3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

- ・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

イー1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

- ・資料4－(1)及び資料4－(2)に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

イー2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

- ・資料5－(1)、資料5－(2)及び動画資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201500762（炊飯がま（陶器製、ガラス蓋付））について、加熱・空だきなどをして亀裂が入らなかったということと、打撃を与えたら放射状のひびが入ったというのは別のことと考えられる。外力が与えられて、それがどうして爆裂するのか。温めて炊いていた時に起きた事故であるが、既にひびが入ったものに対して熱を加えたときに起きたことだと推定するのか。

NITE

今回回収された破片の断面を確認すると、ひびが入ったまましばらく使い続けられていた状態ではなかった。あくまでも推定であるが、割れ方が外からの強い力で割れたということなので、手を滑らせて落として、五徳の角に底が当たって割れたなどの可能性が考えられる。

強化ガラス製の鍋の蓋などは、傷が入った状態で知らずに使い続けると突然破裂するような割れ方をする場合があるが、当該製品はいわゆる土鍋であることから、そのような現象は起こらないため、製品に問題はなく、製品起因ではないと判断した。

- ・資料5－(3)及び動画資料に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201500822（脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製））について、再現実験では脚立の脚がグニャッと曲がっているので、上から人が落ちてきて瞬間的に折れたわけではなく、延性破壊ではないか。一方、本件のはしごの事故では支柱が折れており、脆性破壊と考えられる。ディンプルが見えたから延性破壊との判断であるが、それであれば、支柱が折れないは

ず。つまり、再現試験の結果とこの事故の折れ方が一致していない感じがする。

NITE

今回の場合は、全てのところでディンプルが見られたということで延性破壊と判断している。ただし、これだけが判断基準ではなく、肉厚や硬さで製品の材料、強度に問題なかったということで、最終的に製品には問題なかったと判断した。

委員

A201600018（収納家具（ハンガーラック））について、取扱説明書には「カバーの取り付けは2人で行う」旨が図示されているようだが、購入時にはわからないと思われるとのことであった。身長155cmの女性がカバーを取り外す作業をしたときに、不安定な姿勢になる可能性があることが認められたとあるが、これは、1人で組み立てたことで、不注意による事故だったと言えるのか。

NITE

組立時にカバーの装着を間違えて、それを外そうとした行為をもって不注意と判断した。

経済産業省

それを理由とするなら、取り外し方が取扱説明書のとおりにはやらなかったために事故になったと書かなければならない。

議長

本件は次回再度審議とする。

委員

A201500871（歩行補助車）について、ハンドルとハンドブレーキの間に指を挟んで負傷したとのことだが、ハンドブレーキを引いたときに、ハンドルとハンドブレーキの間に隙間が確保されるような構造になっているのか、それとも隙間のない状態になってしまうような構造になっているのか。

経済産業省

隙間のない構造と聞いている。

委員

基準には適合されているという話だが、ハンドブレーキを引いたときに隙間を確保するというのは、技術的に難しいことではないと思われる。同様の事故がこれから起こることが想定されるが、こういった構造でよいのか。

委員

製品安全協会のSGのシルバーカーの基準では、ハンドルを握る際の大きさは握みやすいよう短くしなければならない一方、ある程度のストロークが必要である。ハンドルとハンドブレーキがくっつくところについては規定していない。挟むと痛いので、こういった事故は少ない。本件は、ハンドルを握りだまま転倒したのではないかと推測される。

委員

中には、高齢者の力加減などを配慮した製品もありそうだが、理解した。

委員

A201600058（電気ストーブ）について、文庫本が落ちたことでスイッチが入って、それに気づけなかったということだが、今は基準がないのかもしれないが、地震のときなどを想定し、例えば水道であればレバー式蛇口に上げ止め、下げ止めといった対策や標準化がなされている。当該製品は、回転させて使用するのは少数であるから、このままでよいということか。

経済産業省

よいか否かの判断は難しい。こういった事故が起きているということは委員会終了後に公表し、当該事業者には情報が伝わる。家電メーカーへも周知する。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員から意見等はなかった。

—了—